

静岡市物品調達見積心得

(趣旨)

- 1 この心得は、物品調達（以下「物品」という。）の契約について、静岡市が行う見積りの執行に参加しようとする者（以下「見積参加者」という。）が守らなければならない事項を定めたものです。

(見積りの基本的事項)

- 2 見積参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、静岡市契約規則その他関係法令並びに設計書、仕様書及び図面その他契約締結に必要な条件を承諾の上、見積りしてください。

(見積りの辞退)

- 3 見積りを辞退する場合は、別紙の「辞退届」を見積執行担当課に提出してください。
なお、辞退届を提出して見積りを辞退した場合においても、これを理由として以後の指名等について何ら不利益な取扱いを受けることはありません。

(公正な見積りの確保)

- 4 見積参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為等の公正な見積りの執行を阻害する行為を行ってはなりません。

(見積りの方法)

- 5 見積りの方法は、見積参加者が指定した時刻、指定した場所に出席して行う方法（以下「見積執行」という。）と、指定した時刻までに指定した場所へ見積書を提出して行う方法（以下「見積徴取」という。）があります。

また、見積徴取では、見積参加者の選定は行わず、入札参加資格を準用した場合に見積参加資格を有するとされる者の自由参加の見積合せによる方法（以下「窓口提示」という。）があります。

見積参加者は、案件ごとに指定する所定書式によって見積書を作成してください。

見積執行の場合は、見積書を次のとおり表示した封筒に入れ、指定した時刻に指定した場所へ提出してください。代理人により見積参加するときは、委任状を併せて提出してください。その場合、見積書には見積者の表示を行った上、代理人の氏名を表示し、代理人使用印を押印してください。

見積書在中（令和 年 月 日）	
件 名	
見積参加者	所在地 名 称 代表者 職・氏名 (上記代理人)

(注) 郵便による提出が認められた案件について、見積書を郵送により提出する場合は「見積書在中（見積日：令和 年 月 日）」と読み替えるものとする。

(消費税及び地方消費税に伴う見積金額の記入方法)

- 6 見積書には、見積もった契約希望金額から、消費税及び地方消費税に相当する金額を減じた金額（免税事業者の場合は課税事業者と同一の間尺で比較できるようにするため用いる計算上算出された金額）を記入してください。

なお、決定金額及び契約金額は、見積書に記入された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。ただし、単価契約の場合は端数の切り捨ては行わない。）とします。

非課税物品など、記入方法が異なる場合があるので、仕様書等に記載する指示に従ってくだ

さい。

(見積書の金額の数字及び記載事項の訂正)

- 7 見積書に記入する数字は、アラビア数字を用いてください。

【例】

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
¥	1	2	3	4	5	6	7	0

なお、記載事項を訂正するときは、誤字に2線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記し、押印してください。ただし、金額の訂正は、認められません。

(見積書の書換え等の禁止)

- 8 提出された見積書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(見積りの無効)

- 9 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とします。

- (1) 見積りに参加するために必要な条件を満たさない者が見積りをしたとき。
- (2) 同一事項に対し、見積者及びその代理人がともに見積りしたとき、又は1人で一事項に対し、金額の異なった2以上の見積りをしたとき。
- (3) 金額を訂正した見積り
- (4) 金額及び氏名その他見積りに関する要件を確認しがたいとき。
- (5) 見積者が協定して見積りしたとき。
- (6) 見積りに際して不正の行為があったとき。
- (7) 再度の見積りにおいて、1回目の見積りの最低価格以上（売払いの場合は最高価格以下）の価格で見積りしたとき。
- (8) 見積者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (9) その他見積りの条件に違反したとき。

(見積りの中止等)

- 10 次の各号のいずれかに該当する場合は、見積りの執行を延期し、又は中止することがあります。

- (1) 見積執行において、参加者が1人であるとき。ただし、単独随意契約の場合を除く。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

(見積回数)

- 11 見積回数は、2回を限度とします。ただし、見積徴取（窓口提示を含む。）の場合は、見積回数を1回とします。

決定金額となるべき見積金額を見積もった者がいない場合は、最低見積金額（売払いの場合

は最高見積金額)を見積もった者と協議する場合があります。

(再度の見積りに参加できない者)

- 12 第9項第1号、第2号、第5号、第6号、若しくは第8号により無効とされた見積者は、再度の見積りに参加することができません。

(見積採用者の決定)

- 13 原則として、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格（売払いの場合は最高の価格）をもって見積りした者を採用決定とします。

(同額見積の決定)

- 14 決定金額となるべき見積金額を見積もった者が2者以上あった場合は、くじ引きにより契約相手先を決定します。見積者がくじ引きに出席しない場合は、本件に関係のない職員が見積者の代わりにくじを引きますが、見積者は、その結果に異議を申し立てることはできません。

(契約書の提出)

- 15 決定者は、決定の申し渡し又は通知を受けたときは、その日から7日以内に所定の契約書に記名押印の上市に提出し、又は契約内容を記録した電磁的記録に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項の電子署名をいう。）をしてください。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合には、その期限を延長することがあります。

なお、契約金額が200万円以下の場合など、契約書の作成を省略する場合があります。

(見積りの条件)

- 16 決定者になった場合は、契約締結時に暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと及び静岡市から役員等氏名一覧表等の提出を求められたときは直ちに提出することについて誓約するとともに、静岡市からこれらの書類を警察署に提供されることについて同意する書類を提出することとします。ただし、当該決定者が同様の書類を市長に提出している場合のほか、市長が必要がないと認めるときはこの限りではありません。
- 17 標準見積書式及び標準契約書式、誓約書兼同意書については、別紙のとおりです。

(契約保証金)

- 18 契約保証金は免除します。ただし、市契約規則第47条第1項により契約が解除された場合には、その免除された契約保証金額に相当する額を損害金として納付していただきます。

契約保証金の額は、契約金額の100分の10に相当する額とします。単価契約の場合は、見積書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算し、予定数量を乗じた額の100分の10に相当する額とします。

(異議の申立て)

- 19 見積者は、見積書提出後、この心得その他の見積条件の不知又はその条件の内容の不明を理由として異議を申し立てることができません。

附 則

この心得は、平成28年3月14日から施行する。

附 則

この心得は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成31年1月18日から施行する。

附 則

この心得は、令和2年3月13日から施行する。

附 則

この心得は、令和6年8月26日から施行する。

附 則

この心得は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和8年1月5日から施行する。